

全国町村 議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)

保険期間 令和5年1月1日午後4時から1年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険3つの特長

1

病気による入院・手術を補償します!

- 三大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)となった場合の補償もセットできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します^(注1)。
- 1回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。

2

**団体割引25%適用で、割安な保険料です!
議員・退職議員・町村議会事務局の
皆さまのための制度です!**

- 議会議員を退職後も、継続してご加入できます。
- 議員・退職議員の皆さまの配偶者の方もご加入できます。
- 町村議会事務局の方もご加入できます。
- 満79歳(保険始期(1月1日)時点の満年齢)までご加入できます。

3

お手続きは簡単です!

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知でご加入できます^(注2)。
- 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手間がかかりません^(注3)。

(注1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

(注2) 加入依頼書および被保険者健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

(注3) 本制度は保険期間の中途でのご加入はできませんのでご了承願います。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議会会館2階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308
(受付時間: 平日の午前9時から午後4時まで)

【引受保険会社】
損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部 第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5408 FAX 03-6388-0162
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)